

集積回路(IC)産業とソフトウェア産業の質の高い発展を促進するための企業所得税政策に関する公告

アジア調査部中国室研究員

劉家敏

03-3591-1384

jiamin.liu@mizuho-ri.co.jp

【要点】

- 中国財政部・税務総局・国家発展改革委員会・工業情報化部は、2020年12月17日に共同で「集積回路(IC)産業とソフトウェア産業の質の高い発展を促進するための企業所得税政策に関する公告」(中国語名「关于促进集成电路产业和软件产业高质量发展企业所得税政策的公告」、以下「公告」)を発表した。
- 2020年8月発表の「新たな時期における集積回路(IC)産業とソフトウェア産業の質の高い発展の促進に関する若干の政策」では、集積回路(以下、IC)生産企業・関連プロジェクト、IC設計と設備・材料・パッケージ・テストに関わる企業、ソフトウェア企業を対象とした法人税(中国では「企業所得税」)の減免措置を実施する方針が示された。その減免措置の詳細が公表されたのが、この「公告」である。
- 「公告」では、法人税減免措置の適用条件と実施内容が明らかになった。具体的には、(1)国家奨励のIC生産企業・関連プロジェクトに対し、①「製造プロセスが28nm(ナノメートル)以下、経営期間が15年以上」を条件とし、1~10年目は法人税を免除する。②「製造プロセスが65nm以下、経営期間が15年以上」を条件とし、1~5年目は法人税を免除し、6~10年目は法定税率(25%)を半減する。③「製造プロセスが130nm以下、経営期間が10年以上」を条件とし、1~2年目は法人税を免除し、3~5年目は法定税率(25%)を半減する。(2)国家奨励のIC設計及び設備・材料・パッケージ・テストに関わる企業とソフトウェア企業に対し、利益計上から1~2年目は法人税を免除し、3~5年目は法定税率(25%)を半減する。(3)国家奨励のIC設計・ソフトウェアに関わる重点企業に対し、利益計上から1~5年目は法人税を免除し、その後は10%の法人税税率を適用する。また、国家奨励のIC生産企業は、「製造プロセスが130nm以下」との条件で、奨励対象になる前の会計年度(5年分)で生じた赤字を最長10年間繰り越すことが認められる。さらに、優遇措置を受ける企業・関連プロジェクトに対するリスト管理や監査、多数の期間限定優遇措置の併用可能性等についても定められた。

【構成(概要)】

「集積回路(IC)産業とソフトウェア産業の質の高い発展を促進するための企業所得税政策に関する公告」

(財政部・税務総局・国家発展改革委員会・工業情報化部公告[2020]45号)

成立日：2020年12月11日、発表日：2020年12月17日

1. 国家奨励の集積回路(以下、IC)生産企業・関連プロジェクトに対する法人税(「企業所得税」)の減免措置：「製造プロセスが28nm(ナノメートル)以下、経営期間が15年以上」を条件とし、1～10年目は法人税を免除する。「製造プロセスが65nm以下、経営期間が15年以上」を条件とし、1～5年目は法人税を免除し、6～10年目は法定税率(25%)を半減する。「製造プロセスが130nm以下、経営期間が10年以上」を条件とし、1～2年目は法人税を免除し、3～5年目は法定税率(25%)を半減する。国家奨励リストは、国家発展改革委員会、工業情報化部等により制定する。
2. 国家奨励のIC生産企業の欠損金繰越控除について：「製造プロセスが130nm以下」を条件とし、奨励対象になる前の会計年度(5年分)で生じた赤字を最長10年間繰り越すことが認められる。
3. 国家奨励のIC設計・設備・材料・パッケージ・テストに関わる企業とソフトウェア企業の法人税減免措置：利益計上から1～2年目は法人税を免除し、3～5年目は法定税率(25%)を半減する。
4. 国家奨励のIC設計・ソフトウェアに関わる重点企業の法人税減免措置：利益計上から1～5年目は法人税を免除し、その後は10%の法人税税率を適用する。
5. 2019年前に従来の優遇政策を受けていたIC生産企業・関連プロジェクトは、2020年から優遇期間が終了するまでに同優遇政策を継続的に利用できる。本公告による新優遇措置も受けられる。
6. IC生産企業・関連プロジェクト・ソフトウェア企業は、多数の期間限定優遇措置が適用された場合、その中で1つを選ぶことができる。優遇期間中であっても他の優遇措置を利用できる。
- 7.本公告による優遇措置は、リストで管理される場合は、毎年3月末までに関係官庁への前年度リスト提出が必要である。それ以外は、財税〔2016年〕49号(第10条)に基づく監査が行われる。
8. 従来の優遇政策を受けてきたIC生産企業・関連プロジェクト・ソフトウェア企業は、税務機関から、財税〔2016年〕49号(第10条)に基づいて、関係官庁による監査が求められる。
- 9.本公告に言及された従来の優遇政策は、財税〔2012年〕27号、財税〔2015年〕6号、財税〔2015年〕6号、財税〔2016年〕49号、財税〔2018年〕27号、財政部・税務総局公告2019年第68号、財政部・税務総局公告2020年第29号が含まれる。
- 10.本公告は2020年1月1日にさかのぼって適用する。財税〔2012年〕27号の第2条と第4条は廃止。

* 中国語全文は、http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202012/t20201216_3635155.htm

から入手可能(2021年1月22日アクセス)

以上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。